

会 員 各 位

青 色 情 報

青報 2602
事 務 局
☎351-4159

I. 源泉所得税個別相談会

〔日 時〕 7月2日(水)～4日(金) 《3日間》
午前10時～12時、午後1時～4時

※受付は午前・午後とも終了30分前までに済ませてください

〔場 所〕 じばさん三重4階 研修室2

〔持 ち 物〕 平成26年度分並びに平成25年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※ 納期限は7月10日(木)です。 納付書は源泉徴収税が『0円』
の場合でも税務署に提出する必要があります。

II. 消費税法令の改正等のお知らせ

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。(一部抜粋)

1. 簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

簡易課税制度のみなし仕入れ率について、現行の第四種事業のうち、金融業および保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入れ率を50%(現行60%)とするとと現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そののみなし仕入れ率を40%(現行50%)とすることとされました。

【適用開始時期】

平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

※簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入れ率が適用されます。

◇改正後ののみなし仕入れ率 (平成27年4月1日以後に開始する課税期間から)

第1種事業 卸売業	第2種事業 小売業	第3種事業 製造業等	第4種事業 その他事業	第5種事業 サービス業等 金融業・保険業	第6種事業 不動産業
90%	80%	70%	60%	50%	40%

平成 26 年分 所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。(詳細は、「平成 26 年度分所得税の改正のあらまし」又は、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】でご確認下さい。)

1. 源泉所得税関係

1 給与所得控除の改正

(1) 給与所得控除(所法28)の上限額が、平成28年分の所得税については230万円(給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額)に、平成29年分以後の所得税については220万円(給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額)に、それぞれ引き下げられました(所法28③、改正法附則4、23)。

(2) 給与所得控除の上限額の引下げに伴い、次の改正が行われました。

① 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表を改める(所法別表第2～別表第5)。《適用関係》この改正は、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます(改正法附則17、24)。

2. 事業所得等関係の改正

中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例(措法28の2)の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました(措法28の2①)。

3. 平成 25 年度改正事項のうち、平成 26 年度分の所得税から適されるもの

◇住宅税制の改正

住宅借入金等特別控除(措法41)について、住宅借入金等の年末残高の限度額等が、次のとおりとされました(措法41)。

居 住 年		住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除期間	各 年 の 控除限度額	最大 控 除 限 度 額
平成26年1月 ～ 平成29年12月	特定取得に 該当する場合	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)
	特定取得に 該当する場合	2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	20万円 (30万円)	200万円 (300万円)

(注1) 「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます(措法41⑤、41の3の2⑯)。以下同じです。

(注2) 表中のかっこ内の金額は、認定住宅の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

融 資 相 談 会 開 催 の ご 案 内

(株)日本政策金融公庫四日市支店による、融資相談会を下記のとおり開催いたします。事業に必要な運転資金や設備資金、また、借り換え等を検討されている方など、お気軽にご相談ください。

【開催日時】 平成26年 6月26日(木) 10:00～16:00

【開催場所】 じばさん三重3階 相談室

【持ち物】 最近2期分の決算書など

【お申込み】 開催日前日までに、青色申告会事務局へお申し込み下さい。

尚、予約制といたしますので、ご希望の時間をお知らせください。

※事務局 ☎ 351-4159